

# 令和8年度特別電源所在県科学技術振興事業における大学等委託研究実施要領

## 1 本委託研究の目的

本委託研究は、本県が文部科学省の補助を受け事業を実施する「特別電源所在県科学技術振興事業」の一環として行うもので、原子力施設等の設置及び運転の円滑化に資するために特に必要であると認められる、県内の科学技術の振興のために実施する事業である。

本県では、地域企業の有する技術力を活かし、ものづくり基盤技術分野などの高度化を図っており、今後の成長が期待される分野及び県民の生活向上に不可欠な分野について、県内の大学及び工業高等専門学校（以下「大学等」という。）が保有する技術シーズをさらに高め、その成果を県内企業等へ還元し、事業化・実用化・製品化等につなげることを目的とする委託研究を実施する。

## 2 研究テーマ等

委託研究の対象となる研究テーマは、岡山県内に所在する大学等に所属する研究者による研究のうち、広く岡山県の科学技術の振興に寄与し、ものづくり産業の高度化・新産業の創出や、キーテクノロジー関連分野の成長につながる研究で、次の研究分野に関連するものを公募し、選定する。

### (1) 【研究区分1】ものづくり産業の高度化・新産業の創出につながる基盤技術研究

#### ア 目的

本県では、本県の強みの発揮や地域経済への波及効果などが大きい分野、今後の成長が期待される分野及び県民の生活向上に不可欠な分野として、「超精密生産技術分野」及び「医療・福祉・健康分野」に対する取組を行っている。

これらの分野におけるものづくり産業の高度化や新産業の創出につながる基盤技術研究を実施し、基盤技術の構築と本県の科学技術の振興を図るとともに、研究成果を通じ、県内企業等における事業化等につなげることを目的とする。

#### イ 条件

研究テーマは、次の①～④の条件を全て満たすものとする。

- ①新規性、技術的優位性を有する基盤技術研究であること。
- ②研究成果が県内企業等との共同研究や技術移転・事業化・実用化・製品化等に発展することで、県内産業の振興や新産業の創出につながる研究であること。
- ③基盤技術の構築と岡山県の科学技術の振興を念頭に置いた研究であること。
- ④下記の技術分野を対象とした研究であること。

超精密生産技術分野

医療・福祉・健康分野

#### ウ 実施体制

①グループ研究及び単独研究とする。

②グループ研究は、各サブテーマが有機的に連携し、総合的に実用化等を目指すための研究を対象とする。

#### エ 研究規模

①グループ研究は、1テーマ当たり、サブテーマ数（代表研究者数）に250万円を乗じた額と1,000万円のいずれか低い額を限度とする。

②単独研究は、1テーマ当たり200万円を限度とする。

## (2) 【研究区分2】キーテクノロジー関連分野の成長につながる基盤技術研究

### ア 目的

本県では、将来の競争力を支える鍵となるテクノロジーを中心とした分野として、「洋上風力・太陽光・地熱分野」、「水素・燃料アンモニア分野」、「自動車・蓄電池分野」、「半導体・DX・情報通信分野」、「食料・農林水産業分野」、「カーボンリサイクル・資源循環分野」について、重点的な取組を行うこととしている。これらの研究開発を進め、研究成果を県内へ波及させることで、速やかな事業化に結びつけることを目的とする。

### イ 条件

研究テーマは、次の①～④の条件を全て満たすものとする。

- ①新規性、技術的優位性を有し、脱炭素化に資する基盤技術研究であること。
- ②研究成果が県内企業等との共同研究や技術移転、事業化、実用化、製品化等に発展することで、県内産業の振興や新産業の創出につながる研究であること。
- ③基盤技術の構築と岡山県の科学技術の振興を念頭に置いた研究であること。
- ④下記の技術分野を対象としたものであること。
  - 半導体・DX・情報通信分野
  - 水素・燃料アンモニア分野
  - 洋上風力・太陽光・地熱分野
  - 自動車・蓄電池分野
  - 食料・農林水産業分野
  - カーボンリサイクル・資源循環分野

#### <「半導体・DX・情報通信」関連分野の主な例示>

- 機器の省エネを実現するSiC、GaN等のパワーデバイス素子及び関連部材開発
- AIによる音声・画像認識、データ解析等に関わる技術
- IoTを活用したハード、ソフト、通信、データ解析等に関わる技術

#### <「水素・燃料アンモニア」関連分野の主な例示>

- 水素・燃料アンモニアに関わる配管や貯蔵等のインフラ関連技術、燃料電池関連技術・部材開発

#### <「洋上風力・太陽光・地熱」関連分野の主な例示>

- 太陽電池（シリコン、有機薄膜、ペロブスカイト等）の開発、関連部材開発、リサイクル技術
- 風力・地熱発電関連技術、関連部材開発

#### <「自動車・蓄電池」関連分野の主な例示>

- 安全運転支援や自動走行に関わる技術、自動車電動化関連技術・部材開発
- リチウムイオン電池、ナトリウムイオン電池、全固体電池等の関連部材開発、リサイクル技術

#### <「食料・農林水産業」関連分野の主な例示>

- 食品製造システムの自動化、食品ロス低減に関わる技術
- 農業機械等の自動化・電動化、木材由来新素材開発、ブルーカーボン等

#### <「カーボンリサイクル・資源循環」関連分野の主な例示>

- 廃プラスチックや廃ゴム、CO<sub>2</sub>の化学品・プラスチック原料化技術
- リサイクル性の高い高機能素材やリサイクル技術の開発・高度化

#### ウ 実施体制

- ①グループ研究及び単独研究とする。
- ②グループ研究は、各サブテーマが有機的に連携し、総合的に実用化等を目指すための研究を対象とする。

#### エ 研究規模

- ①グループ研究は、1テーマ当たり、サブテーマ数（代表研究者数）に250万円を乗じた額と1,000万円のいずれか低い額を限度とする。
- ②単独研究は、1テーマ当たり200万円を限度とする。

### (3) 【研究区分3】若手研究者による基盤技術研究

#### ア 目的

ものづくり産業の高度化・新産業の創出につながる基盤技術研究のうち、明日の産業技術を担う大学等の若手研究者が行う研究であり、ものづくり産業の高度化・新産業の創出や、キーテクノロジー関連分野の成長につながる研究に関する技術シーズの芽出し、育成を目的とする。

#### イ 条件

研究テーマは、次の①～④の条件を全て満たすものとする。

- ①新規性、独創性を有する基盤技術研究であること。
- ②研究成果の県内企業等への技術移転や、企業等における事業化、実用化、製品化等につながり、県内産業の振興や新産業の創出につながる研究であること。
- ③大学等に所属する若手研究者（令和8年4月1日現在で39歳以下（昭和61年4月2日以降に生まれた者）かつ准教授級以下）の研究であること。
- ④対象技術分野
  - 超精密生産技術分野
  - 医療・福祉・健康分野
  - 半導体・DX・情報通信分野
  - 水素・燃料アンモニア分野
  - 洋上風力・太陽光・地熱分野
  - 自動車・蓄電池分野
  - 食料・農林水産業分野
  - カーボンリサイクル・資源循環分野

#### ウ 実施体制

単独研究のみとする。

#### エ 研究規模

1テーマ当たり150万円を限度とする。

### 3 委託研究の対象研究者

- (1) 本委託研究を実施できる研究者は、岡山県内に所在する大学等に所属する研究者かつ常勤の教職員であり、委託研究の契約の研究者となることのできる者とする。
- (2) グループ研究における各サブテーマの研究者も(1)と同様とする。
- (3) グループ研究は、他の大学等の研究者との連携も可能とする。

### 4 研究テーマの選定方法・採択予定数等

本委託研究の対象となる研究テーマは、以下のとおり選定する。

- (1) 本県が別に定める提案書類作成要領に基づき作成し、公募により提出のあった提案書類を、

別に定める評価基準により審査し、決定する。

- (2) 採択予定件数は「ものづくり産業の高度化・新産業の創出につながる基盤技術研究」及び「キーテクノロジー関連分野の成長につながる基盤技術研究」から合計22テーマ（グループ研究8テーマ・単独研究14テーマ）程度、「若手研究者による基盤技術研究」から6テーマ程度選定する。
- (3) 2及び4（2）で示す研究規模・採択予定数等は目安であり、提案書類の審査結果に基づき、予算の範囲内で決定する。
- (4) 研究テーマの審査に当たっては、令和7年度の本委託研究の成果も評価の参考とするほか、個別に内容についてヒアリングを実施する場合がある。

## 5 委託対象経費

本委託研究において、対象となる経費は以下のものとする。

- (1) 直接経費として、機械装置リース・レンタル費、消耗品費、旅費及びその他の特別経費に要する経費。
- (2) 間接経費として、一般管理に要する経費。

## 6 委託契約期間・契約締結時期等

- (1) 委託研究の契約期間は、令和8年6月から令和9年2月末までとする。
- (2) 令和7年度以降、同一の研究テーマに関する研究委託期間は、各年度における公募を経た上で、原則として最大3年度とする。（令和6年度以前から採択されている研究テーマについても、令和7年度を採択1年目として算定する。）
- (3) 契約締結時期は、令和8年6月を予定している。

## 7 成果の帰属

本委託研究で得られた成果のうち、産業財産権（特許権等）などは、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に基づき、原則として委託研究を実施した研究者の所属する大学等の規定により、研究者又は大学等に帰属する。また、研究の成果については、研究成果発表会等で広く産業界へ提案し、事業化を目指した研究開発プロジェクトへの発展を促進するよう努めるものとする。

## 8 その他の条件

### (1) 他の研究資金等の利用について

- ア 本委託研究に提案する研究テーマが、令和8年度に同一研究内容で他の補助金を受けることが確定している場合は、本委託研究の対象外とする。
- イ 本委託研究に提案する研究テーマが、企業等との共同研究を既に行っている場合は、本委託研究の対象外とする。
- ウ ア、イに関わらず、同一の研究テーマであっても、他の研究資金等で実施する研究内容と明確な棲み分けがあり、それらが明らかな場合は、本委託研究の対象とする。

### (2) 研究者の対応

- ア 委託研究の対象研究者は、本県の求めに応じ、研究完了報告書及び研究成果報告書の提出（いずれも令和9年3月予定）に、積極的に協力するものとする。
- イ 委託研究の対象研究者は、委託研究の進捗確認のための中間報告、ヒアリング等の対応に、積極的に協力するものとする。

### (3) 研究成果の公表

- ア 本委託研究の本委託研究の対象となる研究テーマの概要、成果等については、本県の

ホームページ等に掲載するものとする。

イ 研究者は、本県が主催する研究成果発表会等に参加し、成果等を積極的に情報発信するものとする。

(4) 提案書類の提出等

ア 大学等の事務担当者に情報提供を行った上で提案書類を提出するものとする。

イ 本県に提案する研究テーマは、研究者1人につき1テーマ（サブテーマも含む。）のみとする。